

令和7年1月14日

## 久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和7年1月14日、午前9時30分久留米市職員会館メルクス3階 会議室に招集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

|      |          |
|------|----------|
| 1 番  | 今村 東 委員  |
| 2 番  | 内田すなを 委員 |
| 3 番  | 大石 敏裕 委員 |
| 4 番  | 甲斐サエ子 委員 |
| 5 番  | 柿本 正信 委員 |
| 6 番  | 川津 富夫 委員 |
| 7 番  | 古賀 喜治 委員 |
| 8 番  | 後藤マス子 委員 |
| 9 番  | 清水 邦宏 委員 |
| 10 番 | 白水 貴 委員  |
| 11 番 | 末次 龍夫 委員 |
| 12 番 | 高田 光秀 委員 |
| 13 番 | 田川 政文 委員 |
| 14 番 | 田中 文 委員  |
| 15 番 | 轟 香代子 委員 |
| 16 番 | 中園 正彦 委員 |
| 18 番 | 中山 健治 委員 |
| 19 番 | 林田 高夫 委員 |
| 20 番 | 日比生和雄 委員 |
| 21 番 | 福島 哲憲 委員 |
| 22 番 | 保坂 泰生 委員 |
| 23 番 | 松隈 康吉 委員 |
| 24 番 | 本山 龍一 委員 |

欠席委員は次のとおりである。

中村 裕 委員

事務局の出席者は8名である。

事務局 皆さんおはようございます。  
それでは、1月総会の開催に当たり、報告をいたします。  
本日は、現委員数24名中23名の出席がっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立をしております。  
それでは、会長、お願いします。

議長 おはようございます。  
それでは、早速でございますが、1月の農業委員会総会を始めたいと思います。  
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 1ページをお願いいたします。  
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について。  
農地の所有権移転の許可申請書が提出されましたので付議いたします。  
所有権移転、東部地域、審議番号1番から、4ページの審議番号12番までの12件です。  
4ページをお願いいたします。  
西部地域、審議番号13番から、5ページの審議番号16番までの4件です。  
なお、2ページの審議番号4番、5番、及び4ページの審議番号12番の案件につきましては、農地法施行令第2条第1項第1号において、教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人が、その権利を取得しようとする農地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合は、農地所有適格法人でなくとも不許可の例外として農地を取得できるとされており、この案件では、\*\*\*\*\*と\*\*\*\*\*が、障害者福祉施設の社会福祉事業用地として取得するものです。  
また、4ページの審議番号13番と14番は、自作地相互交換による関連案件となります。  
以上、審議番号1番から、審議番号16番までの各申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について、審査会において説明を行いましたが、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。  
以上で説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりました。

なお、本議案の審議番号1番及び11番は、新規就農案件及び新規農地取得案件でございますので、聞き取り調査の結果につきまして、担当委員より報告をお願いいたします。それでは、報告をお願いします。

委員 審議番号1番の案件につきまして、12月19日に申請人、\*\*\*\*氏と、私、\*\*推進委員、事務局職員において、ヒアリングを実施いたしましたので報告いたします。

申請人の\*\*\*\*氏は、今回、山本町豊田の農地を売買にて取得し、農業を始める予定です。新規農地取得になります。申請人の年齢は64歳です。申請人は、今回の申請地から車で20分のところに自宅があります。農作業は、申請人本人と妻で行うとのことです。営農計画は、柿、みかんを作付けする計画となっております。

\*\*氏の農業経験は、2年前から、いところ田植えや稲刈りを手伝ったり、野菜を耕作されています。農機具については、噴霧器を所有しています。出荷の予定はなく、自家消費とのことです。

ヒアリングをした結果、やる気も見受けられ、農地の維持管理も見込めるものと考えられます。また、ヒアリング結果について、12月26日の東部審査会への報告を行い、問題はないと判断されております。

以上で、ヒアリング結果について報告を終わります。

委員 続きまして、審議番号11番の案件につきまして、12月18日に申請人の\*\*\*\*\*の代表取締役である\*\*\*\*氏と、私、\*\*推進委員、事務局職員において、ヒアリングを実施しましたので報告いたします。

申請人の\*\*\*\*\*は、令和5年10月6日に設立され、牧場の経営並びに畜産に関する業務を主にしています。既に、荒木町及び筑紫野市において、2つの牧場を経営されており、令和6年4月1日に、北野地区の酪農家である\*\*\*\*\*の経営を引き継ぎ、今回、元経営者が所有する北野町十郎丸の農地を売買にて取得し、農業を始める予定です。新規就農になります。

営農計画は、WCSを作付する計画となっております。農作業従事者は、法人の構成員5人が従事する予定です。農業経験については、代表取締役が50年の経験をお持ちです。また、一家3世代で営んでおり、後継者の育成、経営や販売の知識も持たれております。農機具については、法人にて、トラクター、軽トラックを所有しており、田植機、トラクター、軽トラック、2tトラック、コンバイン等を導入す

る予定です。生産物についてですが、生乳に関しては県酪出荷であり、子牛の販売は市場です。

ヒアリングをした結果、やる気も見受けられ、今後の活躍を十分見込めるものと考えております。また、ヒアリング結果について、12月26日の東部審査会にて報告を行い、問題はないと判断されております。

以上で、審議番号11番のヒアリング結果について報告を終わります。

**議 長**      ありがとうございました。報告が終わりましたので、ただいまより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手を願います。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

**議 長**      質疑はないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまより採決いたします。第1号議案について、賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

**議 長**      ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案は可決されました。続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題いたします。事務局の説明を求めます。

**事 務 局**      6ページをお願いします。

第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について。

農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域、1番、2番の2件です。

1番、申請地、田主丸町秋成、畑、1筆、317㎡。

申請理由、申請地に自己用住宅を建築するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、転用目的が、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

2番、申請地、田主丸町以真恵、田、畑、2筆、計439㎡。

申請理由、申請地を貸露天駐車場として利用するものです。

西部地域、3番、1件です。

3 番、申請地、城島町芦塚、田、1 筆、6,946㎡のうち5,946㎡。

申請理由、申請地に盛土を行い、畑として利用するもの、農地改良行為です。

農地区分は農用地ですが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

なお、審議番号3 番につきましては、県農業会議の意見聴取案件でございます。

以上で説明を終わります。

**議 長** 事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。東部審査会、西部審査会の順番で報告をお願いします。

**委 員** 東部審査会の転用申請について報告します。  
審議番号1 番、地図ナンバーは1 番です。転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、船越小学校から西へ約550mのところに位置します。

農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当しますが、転用目的が、地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜樹を經由して南側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を經由して南側の水路へ排水します。

被害防除につきましては、周囲と高さを合わせることにより、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号2 番、地図ナンバーは2 番です。転用目的は、貸露天駐車場として利用するもので、申請地の道路を挟んだ北側にある\*\*\*\*\*に露天駐車場として貸す計画です。

申請地は、川会小学校から南東へ約110mのところに位置します。

農地区分につきましては、農用地区域内農地以外であって、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地でありますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、現況を整地後、砂利舗装・転圧をして、土砂の流出を防

ぐ計画となっています。

これら全ての申請条件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、2件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。御審議のほど、よろしく願いいたします。

**委 員** 西部審査会について報告します。審議番号3番、地図ナンバーは3番です。

転用目的は、農地改良行為に伴う一時転用です。一時転用期間は、許可後から令和10年1月16日までの予定で、改良後はジャガイモを作付けする計画となっております。

申請地は、芦塚下田こども園から北西へ約1.1kmのところに位置します。

農地区分につきましては、農用地ですが、転用目的が、一時的な利用に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、排水管を経由して東側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、法面施工により土砂の流出を防ぐ計画です。

この申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、1件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題ないものと判断しております。御審議のほど、よろしく願いいたします。

**議 長** 報告が終わりましたので、ただいまより、質疑に入りたいと思います。質疑のある方は、挙手を願います。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

**議 長** 質疑はないようですので、ただいまより採決いたします。第2号議案につきまして、賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

**議 長** ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案は可決されました。

なお、第2号議案の審議番号3番は、許可相当として県農業会議へ意見聴取いたします。

続きまして、第3号議案、農地転用計画変更承認申請についてでございますが、第3号議案は、第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請についての審議番号8番と関連のある案件でございますので、第4号議案と一括して議題といたします。それでは、第3号議案、農地転用計画変更承認申請について及び第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、第4号議案の審議番号1番は、議席番号\*\*番の\*\*\*\*委員が、貸渡人の\*\*であり、また、借受人の\*\*であるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当いたします。よって、先に第4号議案の審議番号1番を審議し、次に、第3号議案及び第4号議案の審議番号1番を除く全ての議案を審議いたします。

それでは、第4号議案の審議番号1番を議題といたします。

議席番号\*\*番の\*\*\*\*委員の退席を求めます。

それでは、事務局より説明をお願いします。

**事務局** 8ページをお願いします。

第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について。

農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域、1番1件です。

1番、申請地、田主丸町恵利、畑、1筆、916㎡。

申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は第1種農地ですが、転用目的が、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

以上で説明を終わります。

**議長** 事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。東部審査会よりお願いします。

**委員** 東部審査会の5条申請について報告します。  
審議番号1番、地図ナンバーは5番です。  
転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、柴刈小学校から東へ約1kmのところに位置します。

農地区分については、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当しますが、転用目的が、地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜桝を経由して北側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、北側の道路に埋設された市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、既設のコンクリートブロック及びコンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

この申請案件につきまして、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、1件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑はないようですので、これにて質疑を終了し、採決いたします。  
第4号議案の審議番号1番について、賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案の審議番号1番は可決されました。

第4号議案の審議番号1番の審議が終了いたしましたので、議席番号\*\*番の\*\*  
\*\*委員の出席を求めます。

\*\*委員へ報告をいたします。審議番号1番は可決されました。

続きまして、第3号議案及び審議番号1番を除く第4号議案を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局

7ページをお願いいたします。

第3号議案、農地転用計画変更承認申請について。

農地転用計画変更承認申請書が提出されたので付議いたします。

西部地域、1番、1件です。

1番、申請地、三潯町田川、田、2筆、計391㎡。

申請理由、転用事業者、転用目的及び転用面積を変更するものです。

変更内容は、事業者を\*\*氏から\*\*氏へ、転用目的を住宅建設から自己用住宅へ、転用面積を396㎡から391㎡に変更するものです。

こちらにつきましては、昭和57年7月31日付にて5条許可がなされたものです。地図ナンバーは4、第4号議案8番と関連案件となります。

続きまして、8ページをお願いいたします。

第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域、2番から、9ページ6番までの5件です。

2番、申請地、田主丸町田主丸、田、1筆、469㎡。

申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。報告第3号1番と関連案件となります。

3番、申請地、田主丸町殖木、田、2筆、計429㎡。

申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

9ページをお願いいたします。

4番、申請地、田主丸町益生田、田、1筆、795㎡。

申請理由、申請地を取得して、農家住宅を建築、農作業場及び農業用資材置場として利用するものです。

農地区分は第1種農地ですが、転用目的が、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

5番、申請地、田主丸町益生田、田、1筆、415㎡。

申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は第1種農地ですが、転用目的が、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

6番、申請地、北野町高良、畑、1筆、112㎡。

申請理由、申請地を借り受けて、共同住宅（1棟6戸）を建築するものです。

農地区分は第1種農地ですが、隣接土地と同一事業に供するものとして、不許可の

例外規定を適用しております。

10ページをお願いします。

西部地域、7番、8番の2件です。

7番、申請地、上津町、畑、1筆、14m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を取得して、農業用資材置場として利用するものです。

8番、申請地、三潯町田川、田、2筆、計391m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は第1種農地ですが、転用目的が、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。第3号議案1番と関連案件となります。

以上で説明を終わります。

**議 長** 事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。東部審査会よりお願いします。

**委 員** 東部審査会の5条申請について報告します。  
審議番号は2番、地図ナンバーは6番です。  
転用目的は、自己用住宅を建築するものです。  
申請地は、田主丸中学校から南へ約200mのところに位置します。  
農地区分については、都市計画法に規定する用途地域内にある農地でありますので、第3種農地と判断しております。  
雨水排水につきましては、溜枳を経由して北側の水路へ排水されます。  
汚水・生活雑排水につきましては、北側の道路に埋設された市下水道管へ接続します。  
被害防除につきましては、既設のコンクリートブロック及びコンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。  
続きまして、審議番号3番、地図ナンバーは7番です。  
転用目的は、自己用住宅を建築するものです。  
申請地は、田主丸小学校から東へ約520mのところに位置します。  
農地区分については、田主丸総合支所から1km以内、宅地化率40%以上の区域内にある農地ですので第2種農地と判断しております。  
雨水排水につきましては、溜枳を経由して北側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、東側の道路に埋設された市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号4番、地図ナンバーは8番です。

転用目的は、農家住宅を建築、農作業場及び農業用資材置場として利用するものです。

申請地は、JR田主丸駅から南へ約1kmのところに位置します。

農地区分については、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当しますが、転用目的が、地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜樹を経由して西側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、北側の道路に埋設された市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、L型擁壁及びコンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号5番、地図ナンバーは9番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、JR田主丸駅から南へ約1.1kmのところに位置します。

農地区分については、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当しますが、転用目的が、地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜樹を経由して北側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、西側の道路に埋設された市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、既設のコンクリートブロック、既設のL型擁壁及びコンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号6番、地図ナンバーは10番です。

転用目的は、共同住宅1棟6戸を建築するものです。

申請地は、弓削小学校から北東へ850mのところに位置します。

農地区分については、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当しますが、転用目的が、隣接土地と同一事業に供

するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜枳を經由して北側の道路の側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、北側の道路に埋設された市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、コンクリートブロック及びメッシュフェンスを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

これら全ての申請案件につきまして、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、5件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。御審議のほど、よろしく願いいたします。

- 委 員** それでは、西部審査会の5条申請について報告いたします。
- 審議番号7番、地図ナンバーは11番です。
- 転用目的は、農業用資材置場として利用するものです。
- 申請地は、久留米工業大学から北西へ約660mのところに位置します。
- 農地区分につきましては、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、おおむね500m以内に保育園と病院がある農地ですので、第3種農地に該当するものと判断しております。
- 雨水排水につきましては、自然流下で南西側の道路側溝へ排水されます。
- 汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。
- 被害防除につきましては、既設の石積み及び既設のコンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画です。
- 続きまして、審議番号8番、地図ナンバーは12番です。
- 転用目的は、自己用住宅を建築するものです。
- 申請地は、西鉄三潯駅から東へ約930mのところに位置しております。
- 農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ですので、第1種農地に該当しますが、転用目的が、地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。
- 雨水排水につきましては、溜枳を經由して西側の道路側溝へ排水されます。
- 汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を經由して、西側の道路側溝へ排水します。

被害防除につきましては、既設のコンクリートブロックにより、土砂の流出を防ぐ計画です。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、2件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。御審議のほど、よろしく願いいたします。

**議 長** 報告が終わりましたので、ただいまより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は、挙手を願います。質疑ございませんでしょうか。

「なしの声」

**議 長** 質疑はないようですので、質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
なお、採決にあたりましては、第3号議案と、審議番号1番を除く第4号議案に分けて採決いたします。それでは、第3号議案に賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

**議 長** ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案は可決されました。  
続きまして、審議番号1番を除く第4号議案に賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

**議 長** 全員挙手により、審議番号1番を除く第4号議案は可決されました。  
続きまして、第5号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

**事 務 局** 11ページをお願いいたします。  
第5号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について。  
農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので付議いたします。

審議番号1番から3番までの3件です。

1番、申請人、江戸屋敷2丁目、\*\*\*\*\*、経営面積269,835.37㎡。農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

2番、申請人、山川安居野2丁目、\*\*\*\*\*、経営面積25,489㎡。農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

3番、申請人、城島町江上本、\*\*\*\*\*、経営面積5,915㎡。農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

なお、こちらの案件につきましては、申請人はイチゴのハウス栽培を行い、農地移動適正化あっせん事業において、農業委員会が定める経営面積の基準の特例として、花き栽培等の集約経営が行われる場合とあり、申請人は、その特例に該当しているものと判断しております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。質疑のある方は、挙手を願います。質疑ございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、質疑を終了し、ただいまより採決いたします。  
第5号議案について、賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案は可決されました。  
続きまして、第6号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題といたします。  
それでは、事務局の説明を求めます。

事 務 局 12ページをお願いいたします。  
第6号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画の決定について。  
農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積等促進計画の決定を求められたので付議いたします。

第1区、1番から6番までの6件です。

1番、所在地、荒木町荒木、田、1,709㎡、推進機構への売渡しとなります。

2番、所在地、荒木町荒木、田、2筆、計1,893㎡、推進機構への売渡しとなります。

3番、所在地、太郎原町、田、1,968㎡、推進機構への売渡しとなります。

4番、所在地、藤山町、畑、672㎡、推進機構への売渡しとなります。

5番、所在地、藤山町、田、畑、4筆、計2,874㎡、推進機構からの買入れとなります。

6番、所在地、山川安居野二丁目、田、畑、2筆、計1,980㎡、推進機構への売渡しとなります。

13ページをお願いいたします。

第2区、7番から9番までの3件です。

7番、所在地、田主丸町以真恵及び田主丸町菅原、田、2筆、計2,664㎡、推進機構への売渡しとなります。

8番、所在地、田主丸町菅原、田、394㎡、推進機構への売渡しとなります。

9番、所在地、田主丸町牧、田、5,967㎡、推進機構への売渡しとなります。

第3区、10番から12番までの3件です。

10番、所在地、北野町大城、田、970㎡、推進機構への売渡しとなります。

11番、所在地、北野町大城、畑、3筆、計2,323㎡、推進機構からの買入れとなります。

12番、所在地、北野町上弓削、田、1,242㎡、推進機構からの買入れとなります。

14ページをお願いいたします。

第4区、13番の1件です。

13番、所在地、城島町江上本、田、3筆、計5,915㎡、推進機構への売渡しとなります。

以上、審議番号1番から13番までの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えられます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は、挙手を願います。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑はないようですので、質疑を終了し、採決いたします。  
第6号議案について、賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第6号議案は可決されました。よって、久留米市長宛て通知をいたします。  
続きまして、第7号議案、農用地の買入協議要請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 15ページをお願いいたします。  
第7号議案、農用地の買入協議要請について。  
農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、市長へ農用地の買入協議を要請したいので付議いたします。  
第1区、1番の1件です。  
1番、所在地、宮ノ陣町八丁島、田、3,032㎡。  
要請理由、あっせん相談により、地元農地利用最適化推進委員によるあっせん協議を行い、認定農業者への集積が図られるよう調整を試みましたが、売渡希望価格において調整が不調に終わった。しかしながら、当該農用地は、久留米市農業基本構想の実現など将来的な見地からみた優良農地であり、認定農業者への集積を図るため、市長への買入協議要請を行うものです。  
なお、こちらの案件につきましては、補足説明をいたします。  
今回、宮ノ陣町八丁島の農地3,032㎡だけのあっせん売買であれば、売買予定金額が800万円以下になりますので、通常であれば、前号議案の久留米市農用地利用集積等促進計画での審議になりますが、今回、あっせん申出者の\*\*\*氏は、小郡市の所有農地7,673㎡も同時に売買予定されますので、売買総額が800万円を超えるとということで今回の買入協議になりました。  
以上で補足説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。質疑のある方は、挙手を願

います。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑はないようですので、ただいまより採決いたします。第7号議案について賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第7号議案は可決されました。よって、久留米市長宛て通知をいたします。

続きまして、第8号議案、久留米市地域農業振興計画の変更についてでございますが、次の第9号議案、久留米市農業振興地域整備計画の変更についてと関連した案件でございますので、一括して議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 16ページをお願いいたします。

第8号議案と第9号議案につきましては、農業振興地域の整備に関する法律に基づいて、申請対象の農地の農業振興地域内の位置づけを変更すること、いわゆる農振除外に対する意見を、所管部局の農政部農政課へ回答するためにお諮りしているものとなっております。対象農地が土地改良事業を実施中、または完了年度より8年を経過していない場合は農用地から除外できませんが、各区域の地域農業振興計画に則したものであれば除外は可能となります。

まず、第8号議案にて地域農業振興計画において変更を行い、その後、次に諮ります市の全体計画である第9号議案、農業振興地域整備計画とあわせて変更が必要になります。

それでは、議案の内容に入ります。

第8号議案、久留米市地域農業振興計画の変更について。

久留米市長より、久留米市地域農業振興計画の変更について、意見を求められたので付議いたします。

1、今回変更される地域農業振興計画の内容について。

①久留米市三潞町地域農業振興計画1件です。

整備計画6、変更内容は除外、振興計画、三潯町、農家住宅及び農業用倉庫の建築、カーポートを設置するものです。

申請地、三潯町高三潯、田、1筆、691㎡を変更するものです。地図ナンバーは18です。

2、意見（案）、当該計画に定められている施設等に使される土地については、当該計画において、農業農村の振興を図る観点から、農業的土地利用と非農業的土地利用との利用調整が図られることに鑑み、農用地区域に含めないこととすることが妥当である。

続きまして、17ページをお願いいたします。

第9号議案、久留米市農業振興地域整備計画の変更について。

久留米市長より、久留米市農業振興地域整備計画の変更について、意見を求められたので付議いたします。

1、今回、変更される農業振興地域整備計画の内容について。

整備計画は、1番から6番までの6件です。

なお、先ほど説明いたしました整備計画6につきましては、第8号議案と内容が重複しておりますので説明を割愛いたします。

整備計画1、変更内容は除外、農家住宅及び農業用倉庫の建築、貸露天資材置場を設置するものです。申請地、荒木町下荒木、田、1筆、176㎡を変更するものです。地図ナンバーは13です。

整備計画2、変更内容は除外、住宅への進入路、農業資材及び機械置場を設置するものです。申請地、大善寺町夜明、畑、1筆、33㎡を変更するものです。地図ナンバーは14です。

整備計画3、変更内容は除外、農業用倉庫及び駐車場を設置するものです。申請地、安武町武島、畑、田、2筆、計157㎡を変更するものです。地図ナンバーは15です。

整備計画4、変更内容は除外、資材置場を設置するものです。申請地、津福本町、田、1筆、2,052㎡を変更するものです。地図ナンバーは16です。

整備計画5、変更内容は除外、住宅を建築するものです。申請地、田主丸町以真恵、田、2筆、計472㎡を変更するものです。地図ナンバーは17です。

2、意見（案）、本計画変更（案）については、農業委員会としては、周辺の農業生産に特段の支障はないと思われる。

以上、第8号議案、第9号議案の説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまより質疑に入りたいと思います。  
質疑のある方は、挙手を願います。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑はないようですので、質疑を終了し、採決いたします。  
なお、採決に当たりましては、第8号議案、第9号議案に分けて採決いたします。  
それでは、第8号議案について賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第8号議案は可決されました。よって、  
久留米市長宛て通知をいたします。  
続きまして、第9号議案について、賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第9号議案は可決されました。よって、  
久留米市長宛て通知をいたします。  
引き続きまして、報告事項に入ります。  
報告第1号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について。  
報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について。  
報告第3号、農地法第5条の規定による許可の取消願について。  
事務局の説明を省略いたします。  
報告事項につきまして、ただいまより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手を願  
います。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑はないようですので、これにて質疑を終了します。よって、報告第1号から報  
告第3号までの報告事項を終わります。  
次に、お諮りをいたします。本総会におきまして議決されました案件で、条項、字

句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

「異議なしの声」

**議 長**     ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

それでは、ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、7番、古賀喜治委員、21番、福島哲憲委員にお願いいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。